

○西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会規則

平成28年 3 月13日

教委規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、西東京市いじめ防止対策推進条例（平成27年西東京市条例第59号。以下「条例」という。）第11条第7項の規定に基づき、西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 対策委員会は、西東京市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、教育委員会及び学校（条例第2条第3号に規定する学校をいう。以下同じ。）のいじめの防止等（同条第2号に規定するいじめの防止等をいう。次項において同じ。）のための対策の推進について、調査審議し、答申する。

2 対策委員会は、教育委員会及び学校のいじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、学校においていじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 対策委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 対策委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱をする。

- (1) 学識経験者
- (2) 法律に関する専門的な知識を有する者
- (3) 心理に関する専門的な知識を有する者
- (4) 福祉に関する専門的な知識を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 対策委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 対策委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 対策委員会が第2条第3項に規定する調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、その全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第7条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第8条 専門事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に対策委員会専門調査員（以下「専門調査員」という。）を置くことができる。

2 専門調査員は、委員のうち対策委員会が指名した者から、教育委員会が任命又は委嘱をする。

3 専門調査員の任期は、それぞれ事案ごとに対策委員会が定める。

(調査部会)

第9条 第2条第3項に規定する調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。

2 調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。

3 調査部会に部会長を置き、調査部会の委員のうちから、委員長がこれを指名する。

4 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。

5 第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、調査部会に準用する。この場合にお

いて、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門調査員は、第6条第4項（前条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公開しないこととされた対策委員会及び調査部会の会議によって職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 対策委員会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。